札幌市
児童会館・ミニ児童会館

# こどものセーフガーディング

みんなの意見を大切にし、
**みんなと一緒に**
児童会館をつくっていきます。

プライベートゾーンはもちろん、
**体をベタベタさわったり、いやらしいことをしたり言ったりしません。**
プライベートゾーンとは、下着でかくれる場所(胸・性器・お尻)と口のことです。
自分だけの大切な体の場所です。

たたいたり、けったり、**体を傷つけるようなことはしません。**

ひどい言葉をつかったり、無視したり、バカにしたり、
**心が傷つくようなことはしません。**

写真や動画を撮るときは、あなたやおうちのひとに撮ってよいかを聞きます。
**勝手に撮ったり使ったりしません。**

**困っているあなたをそのままにしません。**
あぶないことがないように一緒に考えます。

あなたの**個人情報を誰かに話したり、SNSなどにのせたりしません。**

児童会館の活動以外で、**ないしょであなたと連絡をとったり、会ったりすることはありません。**
あなたとふたりだけで長い時間すごしません。

**【セーフガーディングとは】**
みんなの考えを聴き、「こころ」と「からだ」の安全と「けんり」を大切にするために、大人が守る約束です。

みんなの気持ちや考えを受け止め大切にします。
**どんなことでも職員に相談してね。**

公益財団法人
さっぽろ青少年女性活動協会
住所 〒063-0051 札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10 問い合わせ先 sapporogkan@syaa.or.jp
※無断で改変・転載・配布することなどはお控えください。利用の際は、事前にご連絡・ご相談ください。
2026.3

# 子どもの権利条約 4つの原則

## いつも覚えておきたい「4つの原則」

「子どもの権利条約」の基本的な考え方は、次の4つで表されます。それぞれ条文に書かれた権利であるとともに、あらゆる子どもの権利を考えるときに合わせて考えることが大切な「原則」であるとされています。

### 第2条【差別の禁止】

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがい、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。

### 第6条【生きる権利・育つ権利】

すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。

### 第3条【子どもにもっともよいことを】

子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

### 第12条【意見を表す権利】

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

出典：日本ユニセフ協会 子どもの権利条約抄訳

## アンケートから出た こどもたちからの声

高学年だからって
自分で解決してって言わないでほしい

ベタベタされたらいやだな～

ひつよういじょうに
強い言い方をしないでほしい

こまっていたら
サポートしてほしい

気持ちを否定
しないでほしいな

※こどものセーフガーディング 行動規範アンケートより
アンケート実施期間：令和7年10月17日～10月30日

## 保護者のみなさまへ

児童会館・ミニ児童会館の活動の中で困ったことやご心配なことがありましたら、児童会館の職員にご連絡ください。